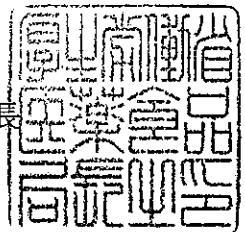


薬食発0727第3号
平成24年7月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の改正について

医療機器の高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の区分等については、「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」（平成16年厚生労働省告示第298号。以下「クラス分類告示」という。）等において定められており、クラス分類告示における各一般的名称の定義等については「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」（平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知）により示したところである。

今般、平成24年7月27日付けで「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第454号。）が適用されること等に伴い、同通知の一部を下記のとおり改正するので、御了知の上、貴管下関係業者、団体等に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本医療機器産業連合会会长、米国医療機器・IVD工業会会长、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長及び薬事法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することとしていることを申し添える。

閲了
文書事務取扱主任

広島県受付
第 号
24.7.30
処理期限 月 日
分類記号 保存年限

記

1. 改正の内容

「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」（平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知）の別添CD-ROMの記録内容の一部を次のように改正する。

子宮用バルーンの項中「子宮内壁の出血抑制のため、子宮内に挿入して空気又はガスで膨張させるバルーンをいう。」を「子宮内壁の出血抑制のため、子宮内に挿入して空気、ガス、滅菌液等で膨張させるバルーンをいう。」に改める。

再使用可能な腔用アプリケータの項中「粉末薬を内部に吹き込むことができる手持型バルブ（手動ポンプ）によって腔に薬剤を導入する。」を「粉末薬を内部に吹き込むことができる手持型バルブ（手動ポンプ）等によって腔に薬剤を導入する。」に改める。

血液凝固分析装置の項の次に次のように加える。

器 17 血液検査用器具	血液検査機器	56687003	自己検査用血 液凝固分析器	フイブリノーゲン、ファブリン、血小板等の止血(出血の抑制) 成分の定性・定量や止血時間の自己検査を行う自動又は半自動の専用装置をいう。	III	-	該当
--------------	--------	----------	------------------	--	-----	---	----

体内固定器具セットの項の次に次のように加える。

医 04	整形用品	生体内	46536003	歯科矯正用ア ンカースクリュ ー	歯科矯正治療において矯正力付与の固定源として使用す る金属製の小さなねじである。口腔内の頸骨に植立・固定 し、スクリューの頭部に矯正用器具を接続し、歯の移動の ための矯正力を付与するときの固定源として用いる。セル フタップ型とセルフルドリーリング型があり、歯科矯正治療後は 撤去される。単回使用である。	III	8	—
------	------	-----	----------	------------------------	--	-----	---	---

(参考)

2. 関連通知の改正

平成17年3月31日付け薬食発第0331008号厚生労働省医薬食品局長通知「医療機器の修理区分の該当性について」の別表の一部を次のように改正する。

血液凝固分析装置の項の次に次のように加える。

1091 56687003 自己検査用血液凝固分析器 III 該当 G8

体内固定器具セットの項の後に次のように加える。

1092			46536003	歯科矯正用アンカースクリュー	III	-		-
------	--	--	----------	----------------	-----	---	--	---

(参考)

登録番号	登録年月日	氏名	資本金	会員登録年月日	会員登録番号
四二〇三	一四、七、六	後藤千恵子	六	平成二十四年七月二十七日	上田
四二〇四	一四、七、六	奥居竹史	六		
四二〇五	一四、七、六	亀井徹三	六		
四二〇六	一四、七、六	加藤聰	六		
四二〇七	一四、七、六	米田寛	六		
四二〇八	一四、七、六	中村太郎	六		
四二〇九	一四、七、六	高橋司	六		
四二一〇	一四、七、六	安土孝司	六		
四二一一	一四、七、七	赤坂隆	六		
四二一二	三四、七、七	池田聰一郎	六		
四二一三	三四、七、七	竹野真一	六		
四二一四	三四、七、七	裕裕	六		

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律
(平成十六年法律第五十一号)第五条の規定に基づき、次の方者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年七月二十七日

法務大臣 滝 実

認証紛争解決事業者の名称及び住所

兵庫県土地家屋調査士会

神戸市中央区楠町二丁目一番一号

認証年月日

平成二十四年七月九日

○法務省告示第三百六号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律
(平成十六年法律第五十一号)第五条の規定に基づき、次の方者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年七月二十七日

法務大臣 滝 実

認証紛争解決事業者の名称及び住所

長崎県社会保険労務士会

長崎市桶屋町五十番地一 杉本ビル三階B

認証年月日

平成二十四年七月十一日

○農林水産省告示第千八百四十号
農業改良資金金融通法(昭和三十一年法律第二百二号)第九条第四項の規定に基づき、平成二十三年二月一日農林水産省告示第三百八号(農業改良資金金融通法第九条第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件)の一部を次のように改正する。
平成二十四年七月一十七日
株式会社日本政策金融公庫の項中
平成二十四年一月一日から平成二十四年三月三十一日まで 年一分四厘一毛
平成二十四年一月一日から平成二十四年三月三十一日まで 年一分四厘一毛
平成二十四年四月一日から平成二十四年六月三十日まで 年一分二厘七毛
平成二十四年七月一日から平成二十四年九月三十日まで 年一分一厘九毛
改め、同表沖縄振興開発金融公庫の項中
平成二十四年一月一日から平成二十四年三月三十一日まで 年九厘
平成二十四年一月一日から平成二十四年三月三十一日まで 年九厘
平成二十四年四月一日から平成二十四年六月三十日まで 年九厘
平成二十四年七月一日から平成二十四年九月三十日まで 年八厘九毛

事務所の名称	事務所の所在地
アジレント・テクノロジー株式会社 測サービスセンター	東京都八王子市高倉町九番一号
三 較正の業務の開始の日 平成二十四年八月一日	
○政治資金適正化委員会告示第四十六号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次とおり公告する。	
平成二十四年七月二十七日	
登録番号 氏名 抹消年月日 抹消事由 政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一	
三四 渡邊 幸太 一四、七、一〇 本人からの申請	
○政治資金適正化委員会告示第四十七号	
一〇法務省告示第三百五号	

○厚生労働省告示第四百五十五号
　　薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第八項の規定に基づき、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器(平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号)の一部を次のように改正する。
　　平成二十四年七月二十七日

別表に次のように加える。

1191　自己消毒用血液凝固分析器

○厚生労働省告示第四百五十六号
　　医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第百六十九号)第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器(平成十七年厚生労働省告示第八十四号)の一部を次のように改正する。
　　平成二十四年七月二十七日

厚生労働大臣 小宮山洋子

本文に次のように加える。

○ 総務省告示第二百八十七号
電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号) 第百二条の十八第一項の規定に基づき次のとおり指定較正機関を指定したので、同条第十三項において準用する同法第二十九条の三第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月二十七日

一 指定較正機関の名称及び住所

総務大臣 川端 達夫

○厚生労働省告示第四百五十四号
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第五項の規定に基づき、薬事法第一条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号)の一部を次のように改正する。
平成二十四年七月二十七日
別表第一に次のように加える。
厚生労働大臣 小宮山洋子